

新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会の運営について

情報公開について

(主 旨)

新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会規約第8条に基づき、情報公開に関し必要な事項を定めるものです。

(公 開)

協議会は原則として公開とします。

但し、個人情報など公開することが望ましくない情報並びに委員長が必要と認めた場合は非公開とすることができます。

(傍 聴)

協議会の傍聴に関しては、別途「傍聴にあたってのお願い」を定めるものとします。

(取 材)

会議の円滑な進行のため、会議風景の撮影は、冒頭の委員長の挨拶までとし、「傍聴にあたってのお願い」で定めたことの範囲内での記録は構わないものとします。

(情報の提供方法)

- ・開催案内などの情報提供については、可児市及び国土交通省多治見砂防国道事務所（以下「国交省」という。）のホームページで行います。
- ・協議会の配布資料及び議事要旨は、協議会終了後、可児市及び国交省のホームページ上で公開します。